

第二管区海上保安本部公示第51号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年12月2日

第二管区海上保安本部長

長井 総和（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 仙台湾河川国道事務所
- (2) 住 所 宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1番60号

2 水路測量を実施する区域及び期間

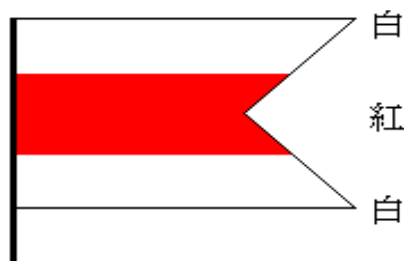
- (1) 区 域 仙台湾南部海岸（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和6年12月9日から
令和7年1月31日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域

